

# 成年後見制度と市町村責任

---

第3回高崎市市民後見人養成講座  
高崎市福祉部長寿社会課

【ノート】

# 1. 成年後見制度とは？

---

判断能力が十分でない方について、  
本人の権利を守る援助者を選び、本人を法律的に支援する制度

➡任意後見制度

➡法定後見制度

【ノート】

## 2. 任意後見制度と法定後見制度

### ■任意後見制度

判断能力が不十分になった時のために備える制度。

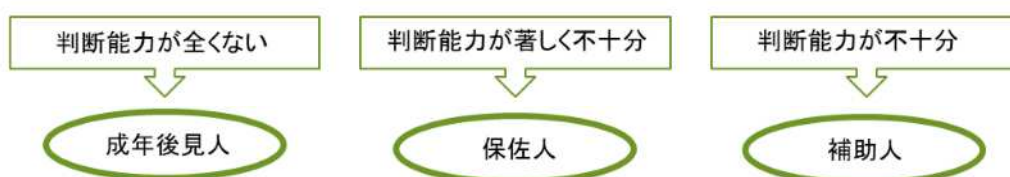


【ノート】

## 2. 任意後見制度と法定後見制度

### ■法定後見制度

判断能力が不十分な人のための制度。

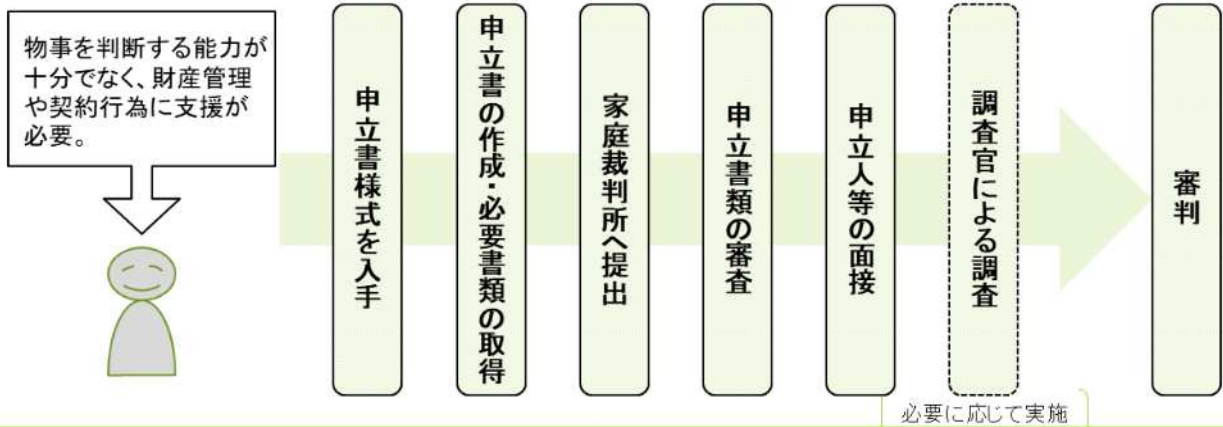


※判断能力の程度は診断書や鑑定により判断されます。

【ノート】

## 2. 任意後見制度と法定後見制度

### ■ 法定後見制度



【ノート】

### 3. 市町村の役割

---

- 成年後見制度の利用促進

(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条「市町村の講ずる措置」)

- 市民後見人の育成・活用

(老人福祉法第32条の2「後見等に係る体制の整備等」)

- 市町村長申立て

(老人福祉法第32条「審判の請求」ほか)

【ノート】

## 4. 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用の促進に関する法律(第14条抜粋)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

⇒成年後見制度の利用促進は市町村の責務

【ノート】

## 5. 市民後見人の育成・活用

---

老人福祉法第32条の2

知的障害者福祉法第28条の2

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の3

後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るため、

- ✓研修の実施
- ✓後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

などを行うよう努めなければならない。

【ノート】



## 6. 市町村長申立て

---

老人福祉法第32条

知的障害者福祉法第28条

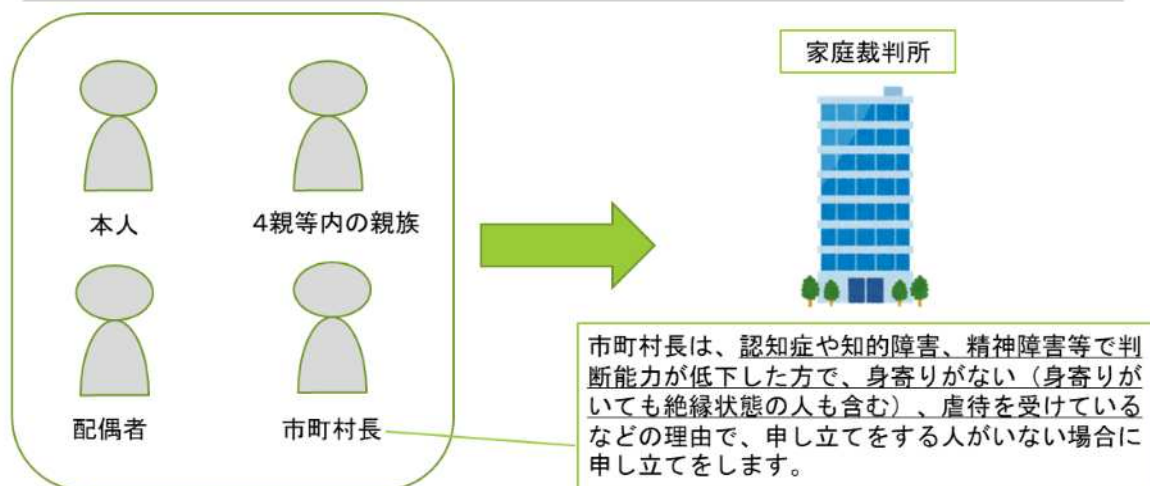
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2

市町村長は、

認知症高齢者(65歳以上)または知的障害者、精神障害者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に対して後見等開始の申立てを行うことができる。

【ノート】

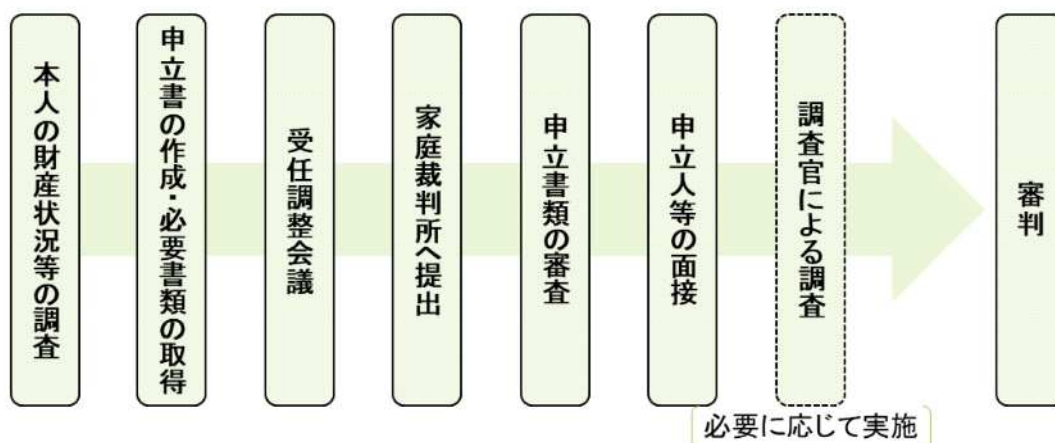
## 6. 市町村長申立て



10

【ノート】

## 7. 市町村長申立ての流れ



11

【ノート】

※参考※

市長申立てに必要な書類：本人情報シート、診断書、申立書、申立事情説明書、財産目録、収支予定表、親族関係図、親族同意書、本人の戸籍謄本・住民票または戸籍附票・成年後見登記事項証明書

必要に応じて：相続財産目録、後見人等候補者事情説明書、同意行為目録・代理行為目録、本人同意書、後見人等候補者の住民票、財産関係資料